

## 平成31年度三田市住宅改造助成事業

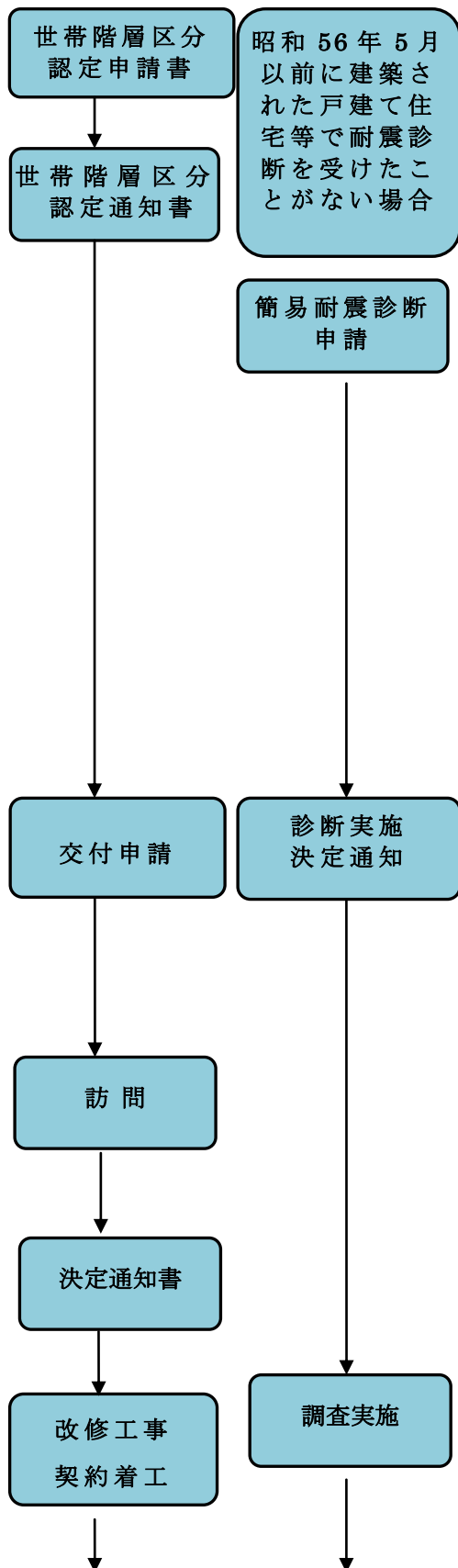
三田市いきいき高齢者支援課

TEL 079-559-5070

自宅で自立生活を送る為に必要な  
住宅改造工事に要する費用の一部を助成します。

- 1 対象世帯：三田市に住民登録している介護保険の要支援・要介護認定を受けた方がいる世帯で次の要件をすべて満たすことが必要です。
  - (1) 生計中心者が給与収入のみの者で前年分の給与収入金額が 8,000,000 円以下の世帯又は、生計中心者が給与収入のみ以外の者で前年分の所得金額が 6,000,000 円以下の世帯（1月～6月の申請の際には、前々年分の収入又は所得で判断します。）
  - (2) 世帯全員が市税を滞納していないこと。
  - (3) 同一世帯で当該助成金（住宅改造一般型も含む。）の交付を過去に受けていないこと。※生計中心者とは、同居家族のうち最も所得の多い人をさします。住民票上は別世帯であっても実質的に同一家屋・住所で生活している人は同居家族とみなします。
- 2 対象工事：別表1に定める改造で現在の身体状態で必要な改造（昭和56年5月以前に建築された戸建て住宅に関しては、耐震診断を受けることが必要となります。）
  - ・介護保険の住宅改修制度と同時実施になります
- 3 助成金額：助成対象工事費の合計から介護保険の住宅改修制度の支給限度基準額20万円を引いた額に、所得に応じた助成率を乗じた額を助成（別表3）
  - ・助成対象限度額は100万円になります。（介護保険の住宅改修20万円を含む）
  - ・三田市内の業者を利用した場合は、助成額に10%（千円未満切り捨て）と5万円を比較して、少ない方の額を加算して助成します。（市内業者とは、見積書及び領収書の双方の業者住所が市内であること。）
  - ・当該年度の3月31日までに完了届を市へ提出し、現場完了確認が終了した工事が対象となります。
- 4 その他：
  - ・必ず着工前に申請ください。工事が始まってからの申請は受け付けられません。
  - ・申請等に関しては担当地区の支援センターにご相談ください（別表）
  - ・住宅改造一般型を利用した場合、当該助成を利用することはできません。
  - ・提出書類はすべて同じ印鑑を押してください。

## 5 助成の流れ：次の（１）から（３）の順になります。まずは「世帯階層区分認定申請書」を提出してください。



### （１） 世帯階層区分の認定申請（指定書式）

※1月1日現在、三田市に住民票の無い方は所得のわかる書類が必要です。（1月から6月に申請する時は、前々年分の所得のわかる書類を提出してください。）

- ・認定通知書は申請者の方へ郵送します。

### （２） 簡易耐震診断申請（指定書式）

添付書類・建物の建築時期のわかるもの

- ・付近見取図

（下記の全てに該当する戸建て住宅の場合のみ）

- （i）昭和56年5月以前に建築された住宅
- （ii）次に掲げる工法に該当しない住宅
  - ア 枠組壁工法
  - イ 丸太組工法
  - ウ 「建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法
- （iii）平成12年度から14年度に実施した「わが家の耐震診断推進事業」による耐震診断を受けていない住宅
- （iv）過去に耐震診断を受けていない住宅

### （３） 住宅改造費助成金交付申請（指定書式）

添付書類・住宅改造工事計画書（指定書式）

- ・改造箇所の工事写真（着工前日付入・手すり設置位置の記入）
- ・工事見積書
- ・住宅見取り図（工事前後）
- ・建築時期のわかるもの（戸建て住宅に限る）
- ・カタログ
- ・いきいき高齢者支援課職員等が訪問し、申請内容等を確認します。
- ・訪問後1週間から10日で決定通知書をご自宅へ送付します。
- ・決定通知書が届いてから、改造工事の契約及び着工してください。
- ・改造内容に変更が生じた時は、必ず工事を中断していきいき高齢者支援課へ連絡してください。



便 所	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 段差解消のための床の張り替え 引き戸への取替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 手すりの取付け レバーハンドル錠等への取替え 和便器の洋便器への取替え 人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け 暖房便座用電源コンセントの設置 非常用ブザーの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え
玄 関	開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 上がりがまちの段差解消のための式台の設置 上がりがまちの足元灯の設置 玄関から道路までの通路の段差解消（スロープ化又は階段昇降機の取付け） 玄関から道路までの通路への足元灯の設置 手すりの取付け（玄関から道路までの通路への手すりを含む。） レバーハンドル錠等への取替え 濡れても滑らない材料への取替え 開き戸式の場合のドアクローザーの設置 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
廊 下 階 段	階段部への滑り止めの取付け 階段の蹴込み板の取付け 階段昇降機の取付け（1階に高齢者等の居室をつくれない等やむを得ない場合に限る。） 足元灯の設置 三路スイッチの取付け 人感センサー照明スイッチへの取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え 手すりの取付け 段差解消のための廊下の床の張り替え
居 室	出入り口の段差解消 段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え 開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造 開口幅の確保のための間仕切り壁の改造 畳からフローリングへの床の張り替え 冷暖房用スリーブの設置 冷暖房用電源コンセントの設置 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え
台 所	段差解消のための床の張り替え 段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取り替え 流し台の改造 レバー式水栓等への取替え（混合式も可） レバーハンドル錠等への取替え 位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え

**問い合わせ** 三田市役所 いきいき高齢者支援課  
三田市三輪2丁目1番1号  
☎ 079-559-5070 FAX 079-563-7776